

第5号様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回清須市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和元年7月2日（火） 午後1時30分から午後2時30分
開催場所	清須市役所 南館3階 大会議室
議題	1. 開会 2. あいさつ 3. 議題 (1)平成30年度清須市地域包括支援センター事業実績について (2)事業評価について 4. その他 5. 閉会
会議資料	会議次第 委員名簿 清須市地域包括支援センター運営協議会設置要綱 資料1 平成30年度清須市地域包括支援センター事業報告 資料2 清須市地域包括支援センター資金収支決算書 資料3 介護予防支援及び第1号介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者一覧 資料4 平成30年度包括支援センター自己評価結果(案)
公開・非公開の別（非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数（公開した場合）	1人
出席委員	時田委員、田中委員、山口委員、飯田委員、渡邊委員、後藤委員、小崎委員、辻委員、村瀬委員、島野委員
欠席委員	近藤委員
出席者（市）	河口健康福祉部長
事務局	（清須市役所高齢福祉課） 古川高齢福祉課長、酒井課長補佐、幸村介護予防係長、竹内主任、中村主事 （清須市社会福祉協議会） 清須市地域包括支援センター 柴垣管理者、松岡係長
	1. 開 会

●事務局

ただいまから「令和元年度第1回清須市地域包括支援センター運営協議会」を始めさせていただきます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、高齢福祉課長の古川です。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入る前に、委員の皆様にあらかじめご承知いただく事項として、本市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めており、会議及び会議録は公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日会議の傍聴の方は1名お見えになります。

また、近藤委員につきましては、欠席されていますのでご報告させていただきます。

それでは、開会に当たりまして健康福祉部長の河口より、ご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

●河口健康福祉部長

〔部長あいさつ〕

●事務局

ありがとうございました。それでは議事に入りますが、議事進行につきましては清須市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第6条の規定により、会長が議長になることになっておりますので、村瀬会長に議長をお願いいたします。それでは村瀬会長よろしく願いいたします。

◎村瀬会長

村瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の会議録署名委員を決めさせていただきますと思います。田中委員と山口委員を指名させていただきますと思いますのでよろしくお願いいたします。

〔田中委員、山口委員が了承〕

これより議事に入らせていただきます。

議題の(1)について事務局から説明をお願いします。

3. 議題

(1) 平成30年度清須市地域包括支援センター事業実績について

●事務局

〔資料に沿って説明〕

(資料1) 平成30年度清須市地域包括支援センター事業報告

(資料2) 平成30年度清須市地域包括支援センター資金収支決算書

(資料3) 介護予防支援及び第1号介護予防支援業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者一覧

◎村瀬会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった内容について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○田中委員

資料2の(11)ですが収支についての理由とその先の展望について聞きたいのと、資料3の指定居宅介護支援事業者一覧で、ほとんどが近隣の事業者なのに対して36番に石川県の事業者が含まれている理由をお聞かせください。

●事務局（地域包括支援センター）

資料2の決算につきましては、収支差額は人件費になります。相談件数も増えてきており、適切な人員配置ということで、市からいただいているお金の中ではまかなえない部分がありました。ただ、差額分に加えてもう一人職員を加えた分を平成31年度の予算で増額としていただいておりますので、今年度につきましてはその中でやっていきたいと思っております。

もうひとつの資料3の石川県の事業者につきましては、何らかの理由で清須市に住民票を残したまま、ご家族のお宅や施設に入所される方がいらっしゃいます。住民票を移されれば移した先の包括支援センターが担当するのですが、残したままの場合は清須市地域包括支援センターが担当しております。遠方のため委託して対応しております。

◎村瀬会長

他に何かご意見等ありましたらお願いいたします。

〔意見なし〕

◎村瀬会長

それでは、他に意見もないようですので、続いて、(2)について事務局から説明をお願いします。

●事務局

資料4について説明させていただきます。

[資料に沿って説明]

(資料4) 平成30年度包括支援センター自己評価結果(案)

◎村瀬会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった内容について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

○田中委員

この会議は公開でしたが、資料に関して評価の詳細についても公開するのでしょうか。

●事務局

今日は最終的な結果がまとめてある、資料4を公開させていただきたいと思っております。評価基準や方法を加えた形のを別途掲載はさせていただきたいと考えております。

○後藤委員

個別事例的な話になりますが、認知症状が急激に進んだ方がいらっしゃいまして、包括支援センターと連携を取らせていただいております。介護保険等々に関して、自分が感じることは進みが遅いということです。介護保険の認定がないとこの方の対応がしづらいのですが、時間的に何ヶ月もかかってしまいます。そうしたところを何とかしてほしいと思います。そのあいだにも、地域の方にも迷惑がかかっています。土日や祭日の行政が対応できない日にも、認知症の方は発作的に動くことがあります。そうしたときに極論かもしれませんが、その方を警察に保護してもらうことも、やぶさかではないと考えています。そういったことに関してどうしていくのかお聞かせ下さい。

●事務局

高齢者の方が増えて、認知症の方も今後増えていくだろうという中で、ご家族のご意向やご本人のご意向が施設入所等を希望されるということであれば、そのご希望に沿ったかたちになるでしょうが、考え方としては認知症の方が地域で生活できる社会をつくっていくということを考えております。例えば、介護保険の認定がおりたから強制的に保護するというのはできないことでもあります。どこまでいってもご本人様の尊厳を維持した状態で出来る範囲のことで、加えて介護保険のサービスの中でご自宅を望まれるのであれば在宅で生活して

いくということになります。

○後藤委員

いろいろな見解があるとは思いますが、個人の尊厳が守れても地域の方が迷惑をしていらっしゃると思います。個人の問題だけではないです。個人の意向や家族の意向がどうであれ、地域に迷惑をかけているのはどうなのかと思います。行政で対応できないのであれば、警察に対応してもらうのもひとつの方法なのではないかと考えています。

◎時田副会長

家族構成によって、独居なのかどうかでも変わってきます。独居だと行政で出来る範囲と出来ない範囲があります。身内がない独居なのか、身内はいるけど独居なのかでも対応が変わってきます。

○後藤委員

独居の方で近くに娘がいます。娘もあまり関わりたくないが最終的に関わるようになった経緯があります。

◎時田副会長

認知症状が介護保険の基準の中なのか外なのかで対応が変わってきます。包括においても相談があれば出来る範囲の中で相談に乗っていきます。それが相談の範囲外なら外にもっていきますが、それが行政なのか警察なのかまた変わってくると思います。

ただ、すぐ対応したいことに対して時間がかかってしまっていることに不平不満があり、その間に近隣に迷惑をかけてしまうことを考えてほしいということですね。

なかなか難しい話ですね。

○後藤委員

この方を保護すべきなのかどうかで考えたら、私は行政がすぐに対応するのが難しいなら暫定的にでも警察に保護してもらうなどがいと思います。

◎時田副会長

警察はこの方を保護できないのではないのでしょうか。

●事務局

警察はご家族の方に連絡といったことをすると思います。市役所も

	<p>お身内の方に地域の方が困っていらっしゃるということで支援をお願いすることは出来ます。</p> <p>◎時田副会長 認知症の方はそういった周りが困っているということがわかりません。周りで支援する我々がどういうアプローチをしているかというのが見えればわかっていただけだと思います。 さらに認知症状がひどくなるのであれば、施設に入っただくとか病院に入院していただくという対応をとっていかないと、とは思いますが。</p> <p>○後藤委員 ただその申請から対応を考えて行動するまでのスパンが長いのが問題です。発生から半年くらい住民と悩んでいました。 今後の検討課題にしてください。</p> <p>◎村瀬会長 その他について事務局より何かありますでしょうか。</p> <p>●事務局 事務局よりご連絡させていただきます。 次回の「令和元年度第2回清須市地域包括支援センター運営協議会」は、3月ごろを計画しております。よろしくお願いいたします。</p> <p>◎村瀬会長 本日の議事、報告につきましては、全て終了いたしました。 以上をもちまして「令和元年度第1回清須市地域包括支援センター運営協議会」を閉会いたします。 本日は、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。</p> <p>5. 閉会 (午後2時30分)</p>
会議の結果	会議の経過に示したとおり

会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

令和 年 月 日

署名委員